



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 第四銀行
代表者名 取締役頭取 並木 富士雄
(コード：8324 東証第 1 部)
問合せ先 総合企画部長 殖栗 道郎
(TEL. 025-222-4111)

会 社 名 新潟証券 株式会社
代表者名 取締役社長 高橋 尚樹
問合せ先 経営企画部長 鴨井 孝也
(TEL. 0258-35-2211)

株式会社第四銀行による新潟証券株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社第四銀行（以下「第四銀行」といいます。）と第四銀行の連結子会社である新潟証券株式会社（以下「新潟証券」といいます。）は、本日開催の両社取締役会において、監督官庁その他の関係当局の許認可等を得られることを前提に、平成 27 年 10 月 1 日を効力発生日として、第四銀行を株式交換完全親会社、新潟証券を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、第四銀行と新潟証券との間で株式交換契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本株式交換は、第四銀行については、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会による承認を受けずに、新潟証券については、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、平成 27 年 10 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換は、第四銀行にとっては簡易株式交換であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本株式交換の目的

新潟証券は、平成 18 年 6 月に第四銀行の子会社となって以来、第四銀行とともに地域の皆さまに金融商品・サービスを提供し、第四銀行グループの企業理念実現に向け、その一翼を担ってまいりました。「貯蓄から投資へ」の流れが加速していくことが見込まれる中、金融商品の高度化、お客さまニーズの多様化などにグループ一体となって適時・的確に対応し、意思決定を一層迅速化するため、このたび新潟証券を第四銀行の完全子会社とすることを決定いたしました。

先月にスタートした第四銀行の中期経営計画に掲げる「業務連携強化によるコンサルティング機能の進化と組織総合力の発揮」に向け、両社の経営資源を一層有効かつ効率的に活用することでシナジー効果の最大化を実現し、お客さま及び株主の皆さまのご期待に応えてまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成 27 年 5 月 8 日
本株式交換に係る株式交換契約締結日（両社）	平成 27 年 5 月 8 日
本株式交換承認株主総会開催日（新潟証券）	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
本株式交換効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日（予定）

- (注1) 本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、第四銀行の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。
- (注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。
- (注3) 本株式交換により新潟証券株主の皆さま（ただし、第四銀行は除きます。）に対して割当交付する第四銀行普通株式の全部に充当するために、第四銀行は、別途11,900,000株を上限として第四銀行普通株式を取得する（以下「本自己株式取得」といいます。）予定ですが、本自己株式取得を経て、平成27年10月1日において、本株式交換の割当交付に必要な第四銀行普通株式を第四銀行が保有していない場合は、本株式交換の効力発生日を変更する予定であります。なお、本自己株式取得に関する詳細については、本日別途公表しております「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

第四銀行を株式交換完全親会社、新潟証券を株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、第四銀行については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより第四銀行の株主総会の承認を得ることなく行います。新潟証券については、平成27年6月25日に開催予定の定時株主総会にて承認を得た上で行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	第四銀行 (株式交換完全親会社)	新潟証券 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る 割当比率	1	3.7

① 株式割当比率

新潟証券普通株式1株に対して、第四銀行普通株式3.7株を割当て交付します。ただし第四銀行が保有する新潟証券普通株式1,883,000株については、本株式交換による割当ては行いません。

② 本株式交換により交付する株式

第四銀行は、本株式交換に際して、第四銀行の普通株式7,644,200株（予定）を、第四銀行が新潟証券の発行済株式の全部（ただし、第四銀行が保有する新潟証券の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の新潟証券の株主（ただし、第四銀行を除きます。）に対して、割当て交付する予定ですが、交付する第四銀行の普通株式には本自己株式取得において取得する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、本自己株式取得に関する詳細については、本日別途公表しております「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、新潟証券は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって新潟証券が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。）をもって消却する予定であり、新潟証券が基準時までには保有することとなる自己株式数等により、第四銀行の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

③ 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、第四銀行の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。第四銀行の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

- 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、第四銀行に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。
- 単元未満株式の買増制度(1 単元への買増し)：会社法第 194 条第 1 項及び第四銀行の定款の規定に基づき、第四銀行が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元株式数(1,000 株)となる数の株式を第四銀行から買い増すことができます。

④ 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、第四銀行の普通株式 1 株に満たない端数株の割当てを受けることとなる新潟証券の現株主の皆さまに対しては、会社法第 234 条に基づき、第四銀行が 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、第四銀行は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、また新潟証券は株式会社三菱東京 UFJ 銀行及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「三菱 UFJ」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考にそれぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定機関との関係

野村証券及び三菱 UFJ は、いずれも両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(3) 算定の概要

野村証券は、第四銀行の普通株式については、第四銀行の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。

非上場会社である新潟証券の普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。第四銀行の普通株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法	2.2～5.9
DDM 法	2.7～4.4

なお、市場株価平均法については、平成 27 年 4 月 30 日を算定基準日として、算定基準日の株価、並

びに算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値平均値を採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、三菱UFJは、第四銀行の普通株式については第四銀行の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行いました。非上場会社である新潟証券の普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動及び資本構成の状況を反映した財務予測に基づくDDM法をそれぞれ採用して算定を行いました。第四銀行の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法	2.4~4.2
DDM法	3.5~4.2

なお、市場株価平均法については、平成27年4月30日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間の取引日における終値平均値を採用いたしました。

三菱UFJは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJによる株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、新潟証券の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、新潟証券の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、新潟証券が上記の算定に際して各第三者算定機関に提出したDDM法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成27年度において予定している基幹システム変更に伴う移行費用が発生することにより、大幅な減益が見込まれているためであり、平成28年度においては当該移行費用が発生しないことによる大幅な増益が見込まれているためです。

(4) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

両社は、本株式交換に係る新潟証券の株式に対する対価として、株式交換完全親会社となる第四銀行の普通株式を選択いたしました。両社は、第四銀行の普通株式が東京証券取引所に上場されており、流動性を有するため新潟証券株主にとって取引機会が確保されること、及び新潟証券の株主は、株式交換完全親会社となる第四銀行の普通株式を受け取ることにより、今後の第四銀行グループの企業価値向上の利益を享受することが可能であることを考慮して、第四銀行の普通株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(5) 公正性を担保するための措置

第四銀行は、すでに新潟証券の発行済株式数の 47.68%を所有し、新潟証券の親会社であることから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、上記 3.(1) 及び(2)に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として新潟証券との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議しました。

一方、新潟証券も、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である三菱 UFJ に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として第四銀行との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを同日開催の取締役会で決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、第四銀行は、本株式交換の法務アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を、新潟証券は、本株式交換の法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を、それぞれ選任し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社第四銀行	新潟証券株式会社
(2) 所在地	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1	新潟県長岡市内町 3 丁目 8 番地 26
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 並木 富士雄	取締役社長 高橋 尚樹
(4) 事業内容	銀行業	証券業
(5) 資本金	32,776 百万円	600 百万円
(6) 設立年月日	明治 9 年 9 月 4 日	昭和 27 年 8 月 8 日
(7) 発行済株式数	357,353,472 株	4,063,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	(連結) 2,610 名	(単体) 208 名
(10) 店舗数 (出張所含む)	121 店舗	15 店舗
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 5.70% 日本生命相互保険会社 2.87% 明治安田生命保険相互会社 2.84% 第四銀行職員持株会 2.69% 東北電力(株) 2.34% (株)三菱東京 UFJ 銀行 2.09% 大同生命保険(株) 1.97% 損害保険シヤハ°ン日本興亜(株) 1.93% (株)第四銀行 1.86% 三井住友海上火災保険(株) 1.59%	(株)第四銀行 47.68% 日本電子計算(株) 19.24% 新潟証券従業員持株会 4.60% (株)証券ジャパン 3.79% (株)富有社 3.29% (株)大光銀行 3.19% (株)千葉銀行 3.19% 日本精機(株) 2.02% 遠藤商事(株) 1.31% (株)東邦銀行 1.31% (株)北國銀行 1.31%
(12) 当事会社間の関係	資 本 関 係 第四銀行は、新潟証券の普通株式 1,883,000 株（発行済普通株式総数の 47.68%）を保有しております。	

人 的 関 係	新潟証券の代表取締役1名を含む取締役3名のうち、代表取締役は第四銀行の元執行役員であり、1名は第四銀行の元従業員です。 また、第四銀行の監査役1名が、新潟証券の監査役に就任しております。
取 引 関 係	第四銀行は、新潟証券との間で、預金取引・金銭消費貸借取引・有価証券売買の受託・店舗の賃借取引を、第四銀行と資本関係を有しない他の取引先と同様の条件で行っている他、金融商品仲介業務の提携を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	新潟証券は第四銀行の連結子会社であり、第四銀行と新潟証券は相互に関連当事者に該当します。

(13) 最近3年間の経営成績

決算期	株式会社第四銀行			新潟証券株式会社		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
純 資 産	280,900	291,599	331,814	8,623	10,259	12,404
総 資 産	4,895,854	4,927,198	5,193,730	14,916	17,496	21,283
1株当たり純資産(円)	732.49	763.16	872.28	2,182.83	2,597.42	3,141.26
経常収益(営業収益)	95,300	97,106	98,073	2,393	3,021	2,813
経 常 利 益	19,928	22,665	26,209	274	934	729
当 期 純 利 益	10,804	12,800	14,259	187	591	638
1株当たり当期純利益 (円)	30.26	36.22	40.72	47.38	149.70	161.58

(単位：百万円。特記しているものを除く。)(新潟証券の数値は全て単体。)

5. 本株式交換後の状況

新潟証券の名称については、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会における承認を前提として、平成27年10月1日より「第四証券株式会社」に変更する予定です。第四銀行の名称、両社の所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金の額、事業年度の末日については、上記「4. 本株式交換の当事会社の概要」に記載の内容から変更はない予定です。

なお、新潟証券の名称変更に関する詳細については、本日別途公表しております「連結子会社である新潟証券株式会社の商号変更(予定)に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 会計処理の概要

第四銀行において、本株式交換は、共通支配下の取引等のうち非支配株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生する資本剰余金の金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

新潟証券は、すでに第四銀行の連結子会社であるため、本株式交換による第四銀行及び新潟証券の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおりますが、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

《本件に関するご照会先》

株式会社 第四銀行 総合企画部 服部、木部 TEL：025-229-8524
 新潟証券 株式会社 経営企画部 鴨井 TEL：0258-35-2521

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘及びそれに類似する行為のために作成されたものではありません。